

■議案第42号 高幡西部特別養護老人ホーム組合規約の変更に関する協議について

【要旨】

高幡西部特別養護老人ホーム組合については、昭和48年11月7日に旧窪川町、大正町、十和村、大野見村の4町村により共同で事務処理を行うため、設立した一部事務組合です。

その後、町村合併により本町と中土佐町で組織することとなりました。

この組合では、本町に所在する特別養護老人ホーム「窪川荘」、「四万十荘」を運営しており、現在では利用者のほぼ全てが本町の住民という状況となっています。

このことは、2施設を一部事務組合により共同で運営する必要性がなくなったといえることができます。

これらのことから、平成29年12月から解散の検討をしてきましたが、現在の高幡西部特別養護老人ホーム組合規約は、解散を想定せず制定されていますので、今後解散手続き等を進めていくために、まず同規約に必要な規定を加える変更を行う協議を構成団体である本町と中土佐町ですることについて、地方自治法第290条の規定に基づき議決を求めるものです。

【協議を行う規約の改定内容】

現在の規約に次の内容の4条を加える。

- 第12条の2 : 組合を解散することができる規定
- 第12条の3 : 解散後の財産処分の方法の規定
- 第12条の4 : 解散後の事務の承継に関する規定
- 第12条の5 : 解散後の決算の審査と認定に関する規定

【関係法令】 地方自治法抜粋

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体(以下この節において「構成団体」という。)の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は**一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、**都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、**第286条**(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。